

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第14号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「35,640円」を「29,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「29,700円」とあるのは、「49,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「29,700円」とあるのは、「57,420円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の聖籠町介護保険条例第7条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。